○富士市空家等の適正管理に関する規則

令和３年３月25日

規則第13号

（趣旨）

第１条　この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び富士市空家等の適正管理に関する条例（令和３年富士市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（報告及び立入調査）

第３条　法第９条第２項の規定により空家等の所有者等に空家等に関する事項を報告させる場合には、報告徴収書（第１号様式）により行うものとする。

２　前項の規定による報告は、報告書（第１号様式の２）により行うものとする。

３　法第９条第３項の規定による通知は、法第９条第３項の規定による立入調査実施通知書（第２号様式）により行うものとする。

４　法第９条第４項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（第３号様式）とする。

（全部改正〔令和６年規則25号〕）

（特定空家等の通知）

第４条　市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、当該特定空家等の所在及び状態、周辺の生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等であることを、特定空家等該当通知書（第４号様式）により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知できないときは、この限りでない。

２　前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書（第５号様式）により当該所有者等に対し通知するものとする。

（管理不全空家等の通知）

第４条の２　市長は、空家等が管理不全空家等であると認めるときは、当該管理不全空家等の所在及び状態、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置並びに当該管理不全空家等の所有者等であることを、管理不全空家等該

当通知書（第５号様式の２）により当該管理不全空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知できないときは、この限りでない。

２　前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該管理不全空家等の所有者等が修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的措置を講じたことにより管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、管理不全空家等状態改善通知書（第５号様式の３）により当該所有者等に対し通知するものとする。

（追加〔令和６年規則25号〕）

（助言又は指導）

第５条　法第22条第１項の規定による助言は、口頭又は文書により行うものとし、法第13条第１項及び法第22条第１項の規定による指導は、指導書（第６号様式）により行うものとする。

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

（勧告）

第６条　法第13条第２項及び法第22条第２項の規定による勧告は、勧告書（第７号様式）により行うものとする。

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

（命令）

第７条　法第22条第３項の規定による措置の命令は、措置命令書（第８号様式）により行うものとする。

２　法第22条第４項の規定による措置の命令の事前通知は、措置命令に係る事前通知書（第９号様式）により行うものとする。

３　法第22条第４項の規定による措置の命令の事前通知に係る意見書の提出は、措置命令の事前通知に係る意見書（第10号様式）により行うものとする。

４　法第22条第５項の規定による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書（第11号様式）により行うものとする。

５　法第22条第７項の規定による意見の聴取の通知は、公開による意見聴取実施通知書（第12号様式）により行うものとする。

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

（標識）

第８条　法第22条第13項の規定による標識は、標識（第13号様式）とする。

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

（代執行）

第９条　法第22条第９項の規定による行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく行政代執行（以下「代執行」という。）に係る同法第３条第１項の規定による戒告は、戒告書（第14号様式）により行うものとする。

２　代執行に係る行政代執行法第３条第２項の規定による通知は、代執行令書（第15号様式）により行うものとする。

３　代執行に係る行政代執行法第４条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証（第16号様式）とする。

４　代執行に係る行政代執行法第５条の規定による費用の納付の命令は、代執行費用納付命令書（第17号様式）により行うものとする。

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

（略式代執行等）

第10条　前条第３項の規定は、法第22条第10項及び第11項に規定する処分について準用する。

２　法第22条第10項の規定による公告は、市の掲示場への掲示、市のウェブサイトへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

（緊急安全措置）

第11条　条例第９条第２項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（第18号様式）により行うものとする。

２　条例第９条第３項の規定により費用を徴収するときは、緊急安全措置費用請求書（第19号様式）により当該特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に請求するものとする。

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

（空家等対策協議会の会長）

第12条　条例第10条に規定する富士市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長を置く。

２　会長は市長をもって充てる。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

（協議会の会議）

第13条　協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（協議会の庶務）

第14条　協議会の庶務は、都市整備部住宅政策課において処理する。

（委任）

第15条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年７月１日から施行する。

（富士市空家等対策協議会規則の廃止）

２　富士市空家等対策協議会規則（平成30年富士市規則第30号）は、廃止する。

附　則（令和６年３月29日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

報告徴収書

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第１項から第３項までの規定の施行のため、下記のとおり法第９条第２項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

１　対象となる空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　報告を求める内容

３　報告の提出先

４　報告徴収の責任者

５　報告の期限

備考

１　上記５の期限までに上記３の者まで報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処せられます。

２　当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第２２条第１項から第３項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言、指導、勧告又は命令を行うことがあります。

教示

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は、富士市長になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第１号様式の２（第３条関係）

報告書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
提出者　氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第９条第２項の規定に基づき、　　年　　月　　日付け　　第　号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

１　対象となる空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　報告事項

３　添付書類

備考

上記２及び３について、虚偽の報告をした者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処せられます。

第２号様式（第３条関係）

法第９条第３項の規定による立入調査実施通知書

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第９条第２項の規定による立入調査を行うため、同条第３項の規定により通知します。

記

１　立入調査の対象となる空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　立入調査を実施する事由

３　立入調査を実施する日時

４　立入調査を行う者等

備考

１　上記に示す立入調査の実施について不服がある場合は、遅滞なく上記４に示す者まで連絡してください。

２　上記に示す立入調査の際に立会いを希望する場合は、上記３に示す期日までに上記４に示す者まで連絡してください。

３　法第９条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処せられます。

第３号様式（第３条関係）

（表面）

第　　号

立　入　調　査　員　証

所　　属
職　　名
氏　　名

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第９条第２項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年　　月　　日
富士市長　　㊞

５５ミリメートル

９１ミリメートル

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）（抄）

（立入調査等）
第９条　（省略）
２　市町村長は、第２２条第１項から第３項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
３　（省略）
４　第２項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注　この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第４号様式（第４条関係）

特定空家等該当通知書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第２２条第１項の規定に基づき助言又は指導を行うこととなります。改善の方法等について情報の提供等が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査しましたが、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有し、又は管理していない場合は、下記まで連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出してください。連絡及び書類の提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

１　対象となる空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　空家等の状態（特定空家等と認められる理由）

３　所有者等と判断した理由

４　担当及び連絡先

第５号様式（第４条関係）

特定空家等状態改善通知書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第２項に規定する特定空家等でないと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、適正に管理していただくよう、お願いいたします。

記

１　対象となる空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　特定空家等でないと認めた日

年　　月　　日

３　特定空家等でないと認められる理由

４　担当及び連絡先

第５号様式の２（第４条の２関係）

管理不全空家等該当通知書

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第１３条第１項に規定する管理不全空家等に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第１３条第１項の規定に基づき指導を行うこととなります。改善の方法等について情報の提供等が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査しましたが、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有し、又は管理していない場合は、下記まで連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出してください。連絡及び書類の提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

１　対象となる空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　空家等の状態（管理不全空家等と認められる理由）

３　所有者等と判断した理由

４　担当及び連絡先

第５号様式の３（第４条の２関係）

管理不全空家等状態改善通知書

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第１３条第１項に規定する管理不全空家等でないと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、適正に管理していただくよう、お願いいたします。

記

１　対象となる空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　管理不全空家等でないと認めた日

年　　月　　日

３　管理不全空家等でないと認められる理由

４　担当及び連絡先

第６号様式（第５条関係）

その１

指　導　書

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等に該当すると認められるので、法第２２条第１項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

１　指導の対象となる特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　指導に係る措置の内容

３　指導に至った事由

４　連絡先

備考

１　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで連絡してください。

２　正当な理由がなくて上記２に示す措置をとらなかった場合は、法第２２条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

３　上記１に係る敷地が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例を受けている場合にあっては、備考２の勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されることとなります。

その２

指　導　書

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第１３条第１項に規定する管理不全空家等に該当すると認められるので、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

１　指導の対象となる管理不全空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　指導に係る措置の内容

３　指導に至った事由

４　連絡先

備考

１　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで連絡してください。

２　正当な理由がなくて上記２に示す措置をとらなかった場合は、法第１３条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

３　上記１に係る敷地が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例を受けている場合にあっては、備考２の勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されることとなります。

第７号様式（第６条関係）

その１

勧　告　書

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について、　　年　　月　　日付け　　第　　号により、必要な措置をとるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第２項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

記

１　指導の対象となる特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　勧告に係る措置の内容

３　勧告に至った事由

４　勧告の責任者

５　措置をとるべき期限　　年　　月　　日

備考

１　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで連絡してください。

２　上記５の期限までに正当な理由がなくて上記２に示す措置をとらなかった場合は、法第２２条３項の規定に基づき、当該措置をとることを命令することがあります。

３　上記１に係る敷地が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されます。

その２

勧　告　書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し､又は管理する下記の管理不全空家等について、　年　　月　　日付け　　第　　号により、必要な措置をとるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第１３条第２項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

記

１　指導の対象となる管理不全空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　勧告に係る措置の内容

３　勧告に至った事由

４　勧告の責任者

５　措置をとるべき期限　　年　　月　　日

備考

１　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで連絡してください。

２　上記１に係る敷地が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されます。

第８号様式（第７条関係）

措置命令書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について、　　年　　月　　日付け　　第　　号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第３項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がとられていません。

ついては、法第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう命令します。

記

１　指導の対象となる特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　命令に係る措置の内容

３　命令に至った事由

４　命令の責任者

５　措置をとるべき期限　　年　　月　　日

備考

１　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで連絡してください。

２　この命令に違反した場合は、法第３０条第１項の規定に基づき、５０万円以下の過料に処せられます。

３　上記５の期限までに正当な理由がなくて上記２に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、法第２２条第９項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は、富士市長になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第９号様式（第７条関係）

措置命令に係る事前通知書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について、　　年　　月　　日付け　　第　　号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がとられていません。

このまま措置がとられない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので、同条第４項の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、あなたは、法第２２条第４項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第５項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から５日以内に、富士市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

１　対象となる特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　命じようとする措置の内容

３　命じようとする事由

４　意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先

５　意見書等の提出期限　　年　　月　　日

備考

1　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで連絡してください。

2　法第２２条第３項の命令に違反した場合は、法第３０条第１項の規定に基づき、５０万円以下の過料に処せられます。

3　代理人を選任し上記の手続を行う場合は、意見書又は意見聴取請求書に代理人に手続を委任する旨を記載した書類を添付してください。

第１０号様式（第７条関係）

措置命令の事前通知に係る意見書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
提出者　氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号の措置命令に係る事前通知書について、下記のとおり意見を述べ、及び自己に有利な証拠を提出します。

記

１　特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　措置命令に係る事前通知に対する意見

３　自己に有利な証拠の提出の有無

有　・　無

備考

１　所定の欄に記載することができないときは、別紙の記載のうえ、添付してください。

２　証拠書類等を提出する場合は、添付してください。

３　代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

第１１号様式（第７条関係）

公開による意見聴取請求書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

請求者　氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号の措置命令に係る事前通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第５項の規定に基づき、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

１　特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　意見の聴取に出席しようとする者の住所、氏名及び連絡先

住　所：

氏　名：

連絡先：

備考

１　所定の欄に記載することができないときは、別紙の記載のうえ、添付してください。

２　代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

第１２号様式（第７条関係）

公開による意見聴取実施通知書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

年　　月　　日付けで請求のあった公開による意見の聴取について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第６項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見聴取を行うため出頭を求めますので、同条第７項の規定に基づき通知します。

なお、同項の規定に基づき公告していることを申し添えます。

また、法第２２条第８項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

１　対象となる特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　被意見聴取人の住所及び氏名

住　所：

氏　名：

３　命じようとする措置の内容

４　公開による意見の聴取の期日及び場所

備考

１　意見の聴取の際には、この通知書を持参するとともに、請求者本人であることを証明する書類を提出し、又は提示してください。

２　本人の委任による代理人が出席する場合は、代理人本人であることを証明する書類のほか、本人の自署又は記名押印がある委任状を提出し、又は提示してください。

第１３号様式（第８条関係）

標　　識

年　　月　　日

富士市長　　㊞

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第３項の規定に基づき措置をとることを、　　年　　月　　日付け　　第　　号により命ぜられています。

記

１　対象となる特定空家等の所在地

２　命令に係る措置の内容

３　命令に至った事由

４　命令の責任者

５　措置をとるべき期限　　年　　月　　日

備考

この標識は、法第２２条第１３項の規定に基づき設置したものである。

第１４号様式（第９条関係）

戒　告　書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について、　　年　　月　　日付け　　第　　号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第３項の規定に基づき必要な措置をとるよう命じました。この命令に係る措置を下記の履行期限までに履行しないときは、法第２２条第９項の規定に基づき当該特定空家等に係る措置を執行しますので、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定に基づき戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第２条の規定によりあなたから徴収するとともに、当該代執行により当該物件及びその他の資材に損害が生じても、市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

１　戒告の対象となる特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　措置の内容

３　履行期限　　年　　月　　日

４　代執行を行う事項

５　連絡先

教示

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は、富士市長になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第１５号様式（第９条関係）

代執行令書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について、　　年　　月　　日付け　　第　　号により、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定に基づき戒告を行いましたが、いまだに当該措置を履行されないため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第９項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第３条第２項の規定に基づき通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第２条の規定によりあなたから徴収するとともに、当該代執行により当該物件及びその他の資材に損害が生じても、市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

１　代執行を行う特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　代執行を行う事項

３　代執行を行う時期　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　　日間

４　執行責任者

５　代執行費用の概算の見積額　　円

教示

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は、富士市長になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第１６号様式（第９条関係）

（表面）

第　　号

執　行　責　任　者　証

所　　属

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年　　月　　日

富士市長　　㊞

記

１　代執行をなすべき事項

代執行令書（　　年　　月　　日付け　　第　　号）記載の特定空家等に対する措置

２　代執行をなすべき時期

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

５５ミリメートル

９１ミリメートル

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）（抄）

第５章　特定空家等に対する措置

第２２条　（省略）

２～８　（省略）

９　市町村長は、第３項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

１０～１７　（省略）

行政代執行法（昭和２３法律第４３号）（抄）

第４条　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

注　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第１７号様式（第９条関係）

代執行費用納付命令書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について、　　年　　月　　日付け　　第　　号の代執行令書による代執行に要した費用が決定したため、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第５条の規定に基づき、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命じます。

なお、下記の納付期限までに納付しないときは、行政代執行法第６条の規定により、国税滞納処分の例により徴収することがあることを申し添えます。

記

１　代執行を行った特定空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　納付金額　　円

３　納付期限　　年　　月　　日まで

４　納付方法　　別に交付する納付書による。

５　代執行の内容

教示

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は、富士市長になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第１８号様式（第１１条関係）

緊急安全措置実施通知書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、富士市空家等の適正管理に関する条例（令和３年富士市条例第１８号）第９条第１項の規定に基づき緊急安全措置を講じましたので、同条第２項の規定に基づき通知します。

記

１　緊急安全措置を講じた空家等

⑴　所在地

⑵　所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

２　緊急安全措置の内容

３　緊急安全措置を講じた事由

４　緊急安全措置を講じた日　　年　　月　　日

５　緊急安全措置に要した費用（所有者等の費用負担）　　円

第１９号様式（第１１条関係）

緊急安全措置費用請求書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

富士市空家等の適正管理に関する条例（令和３年富士市条例第１８号）第９条第３項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置に要した費用を請求しますので、別に交付する納付書により、納付期限までに納付してください。

記

１　緊急安全措置に要した費用　　金　　円

２　費用の内訳

３　納付期限　　年　　月　　日

第１号様式（第３条関係）

（全部改正〔令和６年規則25号〕）

第１号様式の２（第３条関係）

（追加〔令和６年規則25号〕）

第２号様式（第３条関係）

（全部改正〔令和６年規則25号〕）

第３号様式（第３条関係）

（全部改正〔令和６年規則25号〕）

第４号様式（第４条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第５号様式（第４条関係）

第５号様式の２（第４条の２関係）

（追加〔令和６年規則25号〕）

第５号様式の３（第４条の２関係）

（追加〔令和６年規則25号〕）

第６号様式（第５条関係）

（全部改正〔令和６年規則25号〕）

第７号様式（第６条関係）

（全部改正〔令和６年規則25号〕）

第８号様式（第７条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第９号様式（第７条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第10号様式（第７条関係）

第11号様式（第７条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第12号様式（第７条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第13号様式（第８条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第14号様式（第９条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第15号様式（第９条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第16号様式（第９条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第17号様式（第９条関係）

第18号様式（第11条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）

第19号様式（第11条関係）

（一部改正〔令和６年規則25号〕）